

選手の移籍に関する規定

大分県小学生バレーボール連盟
競技委員会

大分県小連は、県内の小学生バレーボールの健全な普及発展を図るため、移籍に関して次のように規定します。

基本的な考え方・・・日小連コンプライアンス規程及び加盟団体登録及び個人登録規程に沿って、選手のチーム加入と脱退の自由を認める。

但し、所定の手続きを経ることにより認められる。

- ① 手続き・・・該当ブロック長へ届け出ること。
ブロック長は、県小連理事長に届け出ること。

※登録団体(チーム代表者)の対応

JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応し、移籍・退団を妨げる行為はしない。

※都道府県をまたいで移籍する場合

日小連加盟団体登録及び個人登録規程第3条第4項及び第5条第3項に基づき、所定の様式で双方の都道府県の理事長へ届出・報告を行う。

- ② 公式試合出場条件・・・チームを移籍した場合、同一大会期間中(予選から本大会)においては、違うチームで出場することはできない。
- ③ 同一年度内の移籍・・・他のチームに移籍した者は、同一年度内にのチームに再登録することはできない。
- ④ 引き抜きに関する取り扱い
コンプライアンス違反が認められた場合は、日小連コンプライアンス規程第5条に基づき、該当者を処分する。
- ⑤ その他の違反行為
上記に反する移籍があった場合、その団体及び指導者には罰則を行う。
団体・・・大会結果の無効
指導者・・・倫理規定に基づいて対処する。